

## 大規模小売店舗 新規出店のお知らせ

**(仮称)アルペン西舞鶴店出店について**

(仮称)アルペン西舞鶴店出店について、平成26年8月18日大規模小売店舗立地法に基づく新設届がオリックス不動産(株)より京都府に提出されましたのでお知らせします。

- |                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| ◇大規模小売店舗を設置する者／オリックス不動産株式会社    | ◇着工予定／平成26年11月   |
| ◇場 所／市内字下福井小字尾653外 (国道175号線沿い) | ◇開業予定／平成27年4月19日 |
| ◇小売業者／株式会社アルペン                 | ◇取扱商品／スポーツ用品     |
| ◇店舗面積／3056m <sup>2</sup>       | ◇営業時間／9時～21時30分  |
| ◇建 物／鉄骨造平屋建て                   | ◇駐車台数／147台       |

**小規模企業共済制度のご案内**

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

**Q1 この制度に加入できる人は？**

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

1. 建設業、製造業、運輸業、サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
2. 商業(卸売業・小売業)、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
3. 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
4. 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
5. 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
6. 上記1、2に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

**Q2 毎月の掛金はどのくらいなの？**

掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます(減額には一定の要件が必要です)。また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

**Q3 掛金は税法上どんなメリットがあるの？**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様です)

**Q4 共済金はどんな時に受け取れるの？**

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。

【問合せ先】舞鶴商工会議所 TEL: 0773-62-4600